労働者株式会社法

法 1 5 、 1 9 8 6 年 4 月 2 5 日 (官報 1 0 3 号、 1 9 8 6 年 4 月 3 0 日)

Ley 15/1986, DE 25 DE ABRIL, DE SOCIEDADES ANONIMAS LABORALES スペイン国王フアン・カルロス 1 世御名

関係各位に、以下の法が国会で承認され国王が発効させることを知らせる。

産業界が直面している困難さにより多くの企業が閉鎖され、その結果雇用が失われている。この事態に対して積極的な回答を与える必要に直面して、労働者は労働者株式会社の設立を通じて雇用を創出するという新しい方法を適用する。

多くの場合、この歩みは従来の企業の再編の過程を取るが、これは法制的形態と企業と しての名称という再構造化を必要とする。

近年、労働社会保障省は、省令により民事商業会社について労働者会社としての要件を満たすように条件を規則化し、協同労働協同組合に対する援助を同等に受けられるようにした。

この労働者会社に対する十分な法制が欠如していたことが、財政面での制限を残して、 現在までその振興を困難にしてきたのである。

労働者株式会社法の策定作業が許可されて、さらに十分な法的保障が与えようと、この 経済組織形態を育成し、同企業における労働者の参加を育成するための一連の方策が条文 化された。これはスペイン憲法の第129条2項で明記している、公権力は労働者たちが 生産手段の所有に接近することを容易にするような諸手段を定めなければならないという 要請に合致するものである。

この新法は、明かにこの労働者株式会社の性格を規定し労働者的なものとしての必要条件を明記している。同時に、この会社形態の不正利用を避けるための統制制度も定めているのである。

第1章 会社制度

第1条 (労働者株式会社の定義)

株式会社の内、会社資本の少なくとも51%が、その会社で、直接的な形態で報酬を受けるべき業務を提供しており、その労働関係が完全雇用で全日労働である、労働者たちに属している場合、本法の定める条件により労働者株式会社の性格を持つことができる。

第2条 (株式会社としての性格)

本法に規定のない事柄については、労働者株式会社は株式会社に対する適用規定により統括され、また会社資本の総額がどうであれ株式会社の性格を持つものとする。

第3条 (名称)

会社の名称には必ず「労働者株式会社」またはその略称SALを付けること。本法により定められたる会社が設立された場合のみに、労働者株式会社の名称を使用することが認められる。

第4条 (登記)

行政運営上、労働社会保障省の中に労働者株式会社登記局を設置し、本法およびその関連規則において決定される事項を処理し明記することとする。

会社は、労働者株式会社の登記のためにであっても、商法登記所に登録することによって法人資格を持つ。その場合、当該会社は労働社会保障省による証明書を、上記の所管登記局に持参して登録をしなければならない。商法登記所への登録は、労働社会保障省の所管登記局に通告される。

株式会社の規則に基づいて、株式会社が労働者株式会社的性格を獲得しても、それは転換とは見なされない。 商法登記所において、ある従来からあった株式会社が労働的性格を明かにすることは、法規的に定めた形式と機関に関わる但し書に基づいて行うこととする。その場合、事前の関連行政当局の証明書を付帯する。

いかなる場合でも、労働者株式会社の形態を従来からあった企業に適用することは、賃 貸関係の法制の諸目的に基づいた賃貸関係の変更として見なされる。

第5条 (会社資本)

会社資本は、定款で定める株式に分割される。設立の際には、完全に出資されており、 その4分の1が支払い済みでなければならないし、残額は商法登記所に労働者株式会社と して登録してから1年以内に払い込まなければならない。

いかなる社員も、会社資本の25%以上を所有することはできない。これにもかかわらず、その資本が国や自治体および労働的団体に大部分または全部帰属しているような法人

である公的団体は、労働者株式会社の資本の49%まで所有することができる。

第6条 (株式)

株式は常に記名株式である。非労働者社員が存在する場合は、2種類の株式がなければならない。すなわち、労働者に留保される分、これは株式証書にその旨の記載をしなければならない、と残りの分である。

労働者に留保されない区分の株式証書を取得する労働者は、会社にその株式の区分変更を請求することができる。この変更は、株主総会の賛成承認により効力を発する。いずれにしても、総会の賛成承認が適用されたならば、名義は請求された区分に置き換えなければならない。

有価証券株式は認められるが、常に労働者の留保株式として取り扱われなければならないし、またその株式が示す資本額は、この留保株式区分の資本の4分の1を超えない額とする。有価証券株式は、そのような条件で発行される場合、なんらの権利も付与しないし、それが示す資本も、株式募集の対象とならない限り、貸借対照表の貸方には記入されない。有価証券株式は、第8条に定めた事項または資本の増加を理由として発行することができる。

第7条 (株式引受の権利)

株式引受の権利、あるいは労働者に留保されない株式の優先取得の権利は、株式会社法制により規定される。 労働者への留保株式の引受の優先権は、次の条で定める。

第8条 (労働者への留保株式引受の優先権)

会社でのフルタイム労働者でない人物に株式を「内部」移転されようとする、労働者への留保株式証書については、総務担当者に文書でその旨通知し、担当者はその旨を非正社員である労働者たちに対して15日間公示をしなければならない。非正社員である労働者たちは、その公示があってから30日以内にその株式を購入するかどうかを選択することができる。そして、もし購入希望者が多数の場合は、希望者の間で公平に分配することができる。この権利を遂行しようとする労働者が一人もいない場合は、総務担当者は、同一期間において正社員労働者に株式移転の提案を通知することができる。正社員は通知から30日以内に購買するかどうかの選択ができる。そして株式購入希望者が多数の場合は、

各人の会社資本に対する出資額に反比例して配分することができる。 いかなる正社員労働者もその株式優先取得権を行使しない場合、株式は、同一期間において、非労働者正社員に売却にだすことができる。株式取得希望者が多数の場合は、各人の組織参加に比例して希望者全員の間に配分される。

上記2つの段落に定められた事例については、できるだけ株式の共同所有は避けること。いずれの労働者も社員も株式取得の優先権を行使しない場合は、会社が10日以内に、株式を、証券としてか会社資本のそれまでの減少分を償却するためにかで、取得することができる。

この10日の期間が経過すると、労働者社員は誰も優先株式取得権を行使しなかった株式について、自己の都合の良いような形式と方法で、自由に株式を移転できる。この場合、本条の第2段落で定めた株式は、株式の区分の変更手続きをしなければならない。

しかしながら、もし、株式売却者が予定された最終期限の終了から数えて4カ月以内に、 その株式の移転を手続きをしないで、その移転の終了を望むならば、改めて本条に定めた 手続きが開始されなければならない。

第9条 (株式取得価額)

株式取得の価額は、不一致のある場合は、両当事者の共同の合意により指名された鑑定 専門家の評価、それがない場合は、裁判所の評価に従って、実勢価額の75%になるもの とする。

鑑定専門家の法的指名は、民事審理法の第2175条2項および第2176条に定められた手続きに従うものとする。鑑定専門家は、両当事者を聴取し、裁判所が指名行為にもとづいて定めた期間内に、専門家としての見解を送付しなければならない。この見解に異議ある場合、鑑定無効の訴えは民事審理法の第1733条に定められた事項に基づき最高裁第一法廷に対してだけ無効の訴訟ができる。裁判所は鑑定専門家が示した価額で株式の移転を実施できるために必要な裁定をおこない、それにしたがって、手続法はその裁定の行使について定める。

第10条 (労働関係の消滅)

1. 労働者社員の労働関係の消滅により、その者は、前条に基づき、株式取得優先権をもつ者に、自己の株式

を与える義務がある。もし、これを実行しないならば、その社員は自己の株式の区分を変更して、非労働者社員として継続することができる。

2. 定款では、定年退職、永久労働不能などを想定して本件について定めた特別規則を定めることができる。

同時に休職中の労働者社員の在り方についても規則化できる。

第11条 (死亡者の株式の相続)

社員の資格にあった者が死亡して、相続であれ遺産贈与であれ、相続によるなんらかの 株式の取得は、取得者に属する。

前項に関わらず、定款では非社員労働者および労働者社員または非労働者社員は、定められた期間内で死亡した社員の株式を、前条に定めた価額と優先権に基づいて取得する権利を持つ。この権利は、継続人が会社の非株主労働者であるかまたは行政から受け入れた労働者である場合は、労働者に対する留保株式の「内部取引」の移転については、いっさい適用されない。

第12条 (株式移転の禁止)

いかなる場合も、この法律に反した株式の移転についての契約は無効であり、また会社 の外部の人間に移転することは完全に禁止される。

第13条 (株式移転の制限の変更)

もし、株式移転の結果により本法に基づく制限の変更をもたらすならば、その場合は第 18条の規定が適用される。

第14条 (二つの株式の代表性)

二種類の株式が存在する場合は、二つとも会社資本への出資に比例して、株式会社規則 において株式取扱者とされる会社の運営機関において、それぞれを代表する。

第15条 (紛争解決機関)

本法または定款に反して、一人または複数の株主の利益のために、労働者社員および非労働者会社員のそれぞれの参加について制限の変更を定めた組織的合意に対しては、会社

の利害関係者は、所管の法的機関に対して、株式会社規則の中の組織的合意への異議申し立てに従って、異議申し立てできる。

この所管組織は、労働者株式会社の登録について考慮しながら、その要請の受付または 判定の通知があってから7日以内に、そのような異議申し立を取り上げ結果をださなけれ ばならない。

労働者株式会社と報酬的労働をそこで提供している社員の間での労働契約の結果として 生み出された、個人的または集団的紛争は、それぞれの所管機関が取り扱う。

第16条 (非社員労働者の比率)

労働者株式会社では、労働関係が不定期で会社の株式を買っておらず出資していない労働者の人数は、労働者社員の15%を超えてはならない。ただし、労働者社員が25名以下で構成される場合は、その比率は最大25%までとする。

労働者憲章に定められた数字を超えない臨時契約の労働者について、この比率は適用されない。

第17条 (特別準備積立金)

労働者株式会社は、法的または定款で定めた準備積立金および同様の目的をもった基金に加えて、清算の場合を除き、各事業年度の利益の10%を充当する、不分割性の「特別準備積立金」を、設定しなければならない。

第18条 (労働者株式会社の資格喪失)

会社の活動機関中、本法の第1条、第5条で定めた株式の所有及び会社資本への出資に対する制限を超えた場合は、労働者株式会社の条件の喪失手続きを取ること。同様に、準備積立金と第16条および17条に定められた賃金労働者の契約に関してもこの喪失が適用される。このために、条件の喪失が確認された場合、労働社会保障省は、その労働者株式会社に対して6カ月以内に資格変更の通知を行う。その通知をしないならば、下部機関の労働者株式会社登記局に処理を命令し、その資格解消手続きを進め、商業登記局と大蔵省に証明書を送付する。 商業登記局は、その資格喪失を欄外に注記する。

税金関係と本法に定めた条件で労働者株式会社が実施した行為に関連した調査権限は、労働社会保障省と大蔵省が所管する。

第19条 (解散)

本法に定められた会社は、株式会社と同じ理由によって、労働者会社としての資格の喪失がその法人格の継続に影響を及ぼすことなく、解散することができる。

<u>第 2 章 税制</u>

第20条 (税制優遇)

- 1. 第21条に示した必要条件を満たす労働者株式会社は、資産譲渡・法文書行為税法に基づいて、次の税制優遇を受けられる。
- A) 会社の定款に基づく事業や資本増加に対する課税、また既存の会社が労働者株式会社に移行または適用を受けるために必要な行為や契約に基づく課税、同じく、本暫定措置に規定された行為に由来する課税の99%の割引。
- B) 会社の活動の発展に必要な固定資産に投資するための金額である場合、債券に代表 されるものを含めて、貸付金による、会社の定款に基づく事業に対する同様の割引。
- C) 労働者株式会社の労働者社員の多数によって、法的に認められた手段で行われる、 会社の資産の取得に対する課税の99%の割引。
- 2. 労働者株式会社は資産の各項目の減価償却を自由にすることができる。最初の事業年度から数えて5年間だけ適用を受けることができる。
- 3. 税制優遇は、大蔵省により認められる。一般の会社が労働者株式会社に移行した場合は、会社の設立の公的登録日より5年間、また本暫定措置の規定にを適用した場合も同様の期間延期することができる。

第21条 ()

- 1. 税制優遇を受けるためには、労働者株式会社は次の要件を満たさなければならない。
- a) その企業のために労働社会保障省が設立した公的登記局に登録されており、資格を 認められていること。さらに本法で定める他の要件を満たしていること。
- b) 義務的準備積立金に、課税対象となる事業年度において、事業の清算利益の50% を充当していること。
- 2. 法152(1963年12月2日付)に基づいて優先利子の適用分野、または「再編・再産業化法」27(1984年7月26日付)第1条に基づいて産業再編の適用分野

を展開しようとする労働者株式会社は、本法第18条にかかる税制優遇を受けるために、 産業エネルギー省からの優遇措置を求めることができる。

暫定措置

消滅した労働保護国家基金による補助金を得て労働的側面に配慮していた会社、また本 法の規定を適用しようとする会社は、本法最終措置第1項に係る政令が発効されてから1 年以内に、自らの定款に政令内容を適用し、労働社会保障省所管登記局に登録を行うこと。

その期間中に適用し実行しようとしない会社は、法人格の継続に影響を受けることなく、 通常の会社として留まることができる。

最終措置

第1項: 政府は、法務省、労働社会保障省の提案を受けて、本法の公布から6カ月以内に、政令を通じて、労働社会保障省の労働者株式会社所管登記局の機能で権限を定める。 第2項: 労働者株式会社は、行政当局に代表性を示すために、また自らの利益を守るた

めに、労働組合連合権利を定めた法19/1977に基づいて、連合体または特別グルー

プを組織することができる。

第3項: 政府は法務省、労働社会保障省の各所管に関わる提案を受けて、本法の発展に必要な措置を公布することができる。

第4項: 本法は「政府官報」での公布から30日以内に発効する。